

令和8年度（2026年度） 北海道福島商業高等学校 全日制課程一般入学者選抜募集要項

1 募集人員

全日制課程 商業科 40名（うち、推薦入学者50%程度）

2 出願資格

出願することのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業した者（令和8年（2026年）3月末日までに中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者（令和8年（2026年）3月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（令和8年（2026年）3月末日までに当該施設の当該課程を修了する見込みの者を含む。）
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 出願できる高等学校

出願できる高等学校は、北海道立高等学校通学区域規則（平成16年北海道教育委員会規則第1号。以下「通学区域規則」という。）の定めるところによる。

なお、同規則第1条第3項に定める「帰国子女等」とは、帰国子女（日本国籍を有する子女で、海外在留者に同伴して、引き続き1年を超える期間海外に在留し、帰国後3年未満の生徒をいう。）及びこれに準ずる者と高等学校長が認める者をいう。

4 出願できる学科

出願できる学科は、一の高等学校の一の学科に限るものとする。ただし、次の場合は、「第2志望」又は「第3志望」を認める。

(1) 第2志望

2以上の学科を設置している高等学校への出願において、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の他の学科を第2志望とする場合

(2) 第3志望

3以上の学科を設置している高等学校への出願において、第1志望及び第2志望の学科以外に、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の他の学科への入学を併せて希望する場合

5 出願の受付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和8年（2026年）1月19日（月）～	9:00～16:30
令和8年（2026年）1月22日（木）	（22日は12:00までとする。）

6 出願の手続

(1) 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。

ただし、令和8年（2026年）3月31日に満18歳以上の者（平成20年（2008年）4月1日以前に出生した者。以下「成人」という。）が出願する場合は、次のア～ウの書類に出願資格が分かる書類を添付して、直接出願先の高等学校長に提出すること。

ア 入学願書（ウェブ申請用）（北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）第15条の規定による入学願書（同規則別記第3号様式））

出願者は、あらかじめウェブ上の出願情報電子申請システム（以下「申請システム」という。）により、必要事項を入力・申請した上で、入学検定料として北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）に定める金額（2,200円）の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。

なお、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力の受付期間は次のとおりとする。

受付期間
令和7年（2025年）12月5日（金）～令和8年（2026年）1月22日（木）

イ 写真台紙（ウェブ申請用）（別記様式1）

出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真のデータ（10MB以内）を申請システム上でアップロードする、又は出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真（縦7cm・横5cm）を写真台紙に貼り付けること。

ウ 個人調査書

成人の出願者（夜間中学を卒業見込みの者を除く。以下同じ。）のうち、中学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）卒業後5年を経過していないものに限り、卒業した中学校長が作成した個人調査書を提出すること。

（2）中学校長の手続

ア 入学願書（ウェブ申請用）及び出願者一覧表

高等学校長に出願者の入学願書（ウェブ申請用）を送付するときは、中学校長は、出願者一覧表（別記様式2）を添付すること。

イ 個人調査書

中学校長は、令和8年（2026年）2月13日（金）から2月18日（水）正午までに、高等学校長に個人調査書（別記様式3）を送付すること。なお、中学校卒業後5年を経過した出願者（夜間中学を卒業見込みの者を除く。以下同じ。）については、個人調査書の作成を要しない。

（3）高等学校長の手続

ア 高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票（別記様式4）を当該中学校長に交付する。

イ 受検票

高等学校長は、受検票を当該中学校長を経由して出願者に交付する。交付期間は、令和8年（2026年）2月3日（火）から2月13日（金）までとする。

7 出願状況の発表

令和8年（2026年）1月22日（木）正午までの出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区分	期日	時間	場所
全道（発表）	1月26日（月）	10:00	学力向上推進課ウェブページ

8 出願変更

（1）一般の場合

ア 出願者は、当初出願した高等学校の同一の課程の他の学科又は他の高等学校の同一の課程の学科に1回出願を変更することができる。

イ 出願変更の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和8年（2026年）1月27日（火）～ 令和8年（2026年）2月2日（月） (日曜日及び土曜日を除く。)	9:00～16:30 (2日は16:00までとする。)

ウ 出願者の手続

出願を変更しようとする出願者は、出願変更願（別記様式6）を中学校長を経由して当初出願した高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当初出願した高等学校長に提出すること。

エ 高等学校長の手続

（ア）出願変更承認書

当初出願を受け付けた高等学校長は、中学校長又は成人の出願者から出願変更願の提出があった場合、出願者に対し、出願変更承認書（別記様式7）を交付する。

(イ)出願変更通知書及び出願書類

当初出願を受け付けた高等学校長は、出願変更先の高等学校長に対し、令和8年（2026年）2月6日（金）までに出願変更通知書（別記様式8）、出願変更願の写し及びその出願者の出願書類を送付する。

なお、当初出願を受け付けた高等学校長は、速やかに出願変更先の高等学校長に対し、出願変更の状況を電話等により連絡する。

(ウ)受検票

出願変更先の高等学校長は、出願者に対し、令和8年（2026年）2月13日（金）までに受検票を交付する。

オ 出願変更状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

(ア)中間発表

区分	期日	時間	場所
高等学校（掲示）	1月29日（木）	16：30	北海道福島商業高等学校
全道（発表）		当日中	学力向上推進課ウェブページ

(イ)最終発表

区分	期日	時間	場所
全道（発表）	2月12日（木）	10：00	学力向上推進課ウェブページ

(2)特別の場合

ア 全日制の課程の場合

（ア）出願後において、普通科等の出願者で、保護者の住所の移転に伴い新住所が当初出願した学区と異なる学区となる場合は、新住所の存する学区内の全日制の課程の普通科等又は新住所の存する地域の通学可能な高等学校の全日制の課程の普通科等以外の学科に出願を変更することができる。

（イ）出願後において、普通科等以外の学科の出願者で、保護者の住所の移転に伴い新住所の存する地域の通学可能な高等学校に出願しようとする場合は、全日制の課程の学科に出願を変更することができる。ただし、全日制の課程の普通科等に出願を変更しようとする場合は、保護者の住所の移転に伴い、新住所の存する学区が移転前の住所の存する学区と異なる場合に限る。

（ウ）出願後において、特別の事情がある場合は、定時制の課程に出願を変更することができる。

イ 特別の場合の出願変更は、選抜の実施に支障のない限り、これを認めることができる。

ウ 特別の場合の出願変更の手続は、一般の場合の出願変更の手續に準じて行うものとし、この場合において、出願変更願を受けた高等学校長は、変更先の高等学校長と協議するものとする。

9 学力検査

(1) 学力検査の実施

全日制の課程については、学力検査を実施する。

(2) 検査期日及び検査時間

ア 検査期日

学力検査の期日は、令和8年（2026年）3月4日（水）とする。

イ 検査時間

検査時間は次のとおりとする。

検査時間	9：20 ～ 10：15	10：35 ～ 11：30	11：50 ～ 12：45	13：35 ～ 14：30	14：50 ～ 15：45
教科	第1部 国語	第2部 数学	第3部 社会	第4部 理科	第5部 英語

なお、英語の聞き取りテストの時間は、第5部の検査時間の中に含む。

ウ 解答に要する時間は各50分とし、検査時間の冒頭5分間で受検者に対する注意、問題用紙等の配付を終える。

(3) 検査教科及び配点

学力検査を行う教科は、国語、数学、社会、理科及び英語とし、配点は、各教科とも100点とする。

(4) 出題の方針

学力検査は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、全ての教科で、基礎的・基本的な知識及び技能とともに

に、思考力、判断力、表現力等についてもバランスよく出題する。

なお、北方領土に関する内容を出題することとする。

(5) 受検者の持参すべきもの

ア 受検票

イ 鉛筆（シャープペンシルを含む。）、消しゴム、定規（分度器の付いていないもの）、コンパス及び鉛筆削り

なお、計算機（時計型、ペンシル型を含む。）、携帯電話（スマートフォンを含む。）、辞書機能付時計、ウェアラブル端末（スマートウォッチを含む。）等、学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。

ウ 上履き及び昼食

10 面接

(1) 高等学校長は、出願者の全員又は過年度卒業の出願者の全員について面接を行う。

(2) 令和8年（2026年）3月5日（木）に行う。

※遠隔地からの受検者等においては、前日の3月4日（水）の学力検査終了後に実施する場合がある。

※詳細については出願受付後に追って連絡する。

※面接方法については、個人面接にて10分程度とする。

11 学力検査及び面接の会場

北海道福島商業高等学校

（〒049-1331 北海道松前郡福島町字三岳 161 番地1 （電話）0139-47-2131）

12 追検査

(1) 対象者

一般入学者選抜に出願し、学力検査（以下「本検査」という。）を、次の各項のいずれかにより受検できない者。

なお、本検査を一部でも受検した者は、原則として、追検査の対象とならない。

ア 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条で出席停止の扱いが定められている感染症により、本検査を受検できない者

イ その他やむを得ない事情により、本検査を受検できない者

(2) 出願の手続

ア 中学校長は、本検査を受検できない者（過年度卒業生のうち中学校長を経由して出願した者を含む。）が確認された場合は、追検査の受検の希望の有無を確認の上、当該出願者の中学校名、受検番号及び氏名を出願先の高等学校長へ電話等により速やかに連絡すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接出願先の高等学校長へ電話等により連絡すること。

イ 出願者は、令和8年（2026年）3月5日（木）午後4時までに追検査受検願（別記様式13）を中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接出願先の高等学校長に提出すること。

ウ 追検査受検願の提出を受けた高等学校長は、令和8年（2026年）3月6日（金）正午までに追検査受検承認書（別記様式14）を中学校長を経由して当該出願者に交付する。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該出願者に交付する。

(3) 学力検査の実施

全日制の課程については、学力検査を実施する。ただし、追検査の問題は本検査の問題と異なるものとする。

ア 検査期日

学力検査の期日は、令和8年（2026年）3月11日（水）とする。

イ 学力検査の受検場

学力検査の受検場は、原則として、出願先の高等学校とする。

ウ 実施内容

「9 学力検査」の（2）イ及びウによる。

エ 検査教科及び配点

「9 学力検査」の（3）による。

才 出題の方針

「9 学力検査」の(4)による。

カ 受検者が持参すべきもの

「9 学力検査」の(5)に加え、追検査受検承認書を持参すること。

(4) 面接の実施

学力検査終了後に行う。

※受検者数の状況等により令和8年（2026年）3月12日（木）又は3月13日（金）に実施する場合がある。

※詳細については受検承認後、追って連絡する。

※面接方法については、個人面接にて10分程度とする。

13 入学者の選抜

高等学校長は、入学者の選抜に当たっては、本検査と追検査の成績は同等に扱い、本検査を受検した者と追検査を受検した者を一括して選抜する。当該高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

14 合格発表

高等学校長は、令和8年（2026年）3月17日（火）午前10時に合格者の受検番号を発表（北海道福島商業高等学校のウェブページに掲載）するとともに、本人に通知する。

15 合格者の追加

- (1) 高等学校長は、合格発表後、合格者からの入学しない旨の意思表示によって合格者の数が募集人員に達しないときは、特別の事情がない限り合格者の追加を行う。
- (2) 追加した合格者への通知は、令和8年（2026年）3月18日（水）に行う。

16 第2次募集**(1) 第2次募集を行う場合**

ア 合格者の数が募集人員に満たないとき。

イ 合格者のうちに入学意思のない者等が出たため、合格者の追加を行っても、なお入学予定者の数が募集人員に満たないとき。

(2) 募集人員の発表

区分	期日	時間	場所
高等学校（掲示）	3月19日（木）	9：00	北海道福島商業高等学校
全道（発表）	3月19日（木）	当日中	学力向上推進課ウェブページ

(3) 出願資格

出願資格は、「2 出願資格」と同様とする。ただし、次の者の出願は認めない。

- ア 当初の入学者選抜において合格している者（合格者で入学しない旨の意思表示のあった者を含む。）
イ 推薦入学者選抜において、面接を欠席した者又は合格内定後入学確認書を提出しなかった者

(4) 出願できる高等学校

出願できる高等学校は、「3 出願できる高等学校」に定めるところによる。

(5) 出願の受付

第2次募集による出願の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和8年（2026年）3月23日（月）～	
令和8年（2026年）3月24日（火）	9：00～16：30

(6) 出願の手続

ア 出願者は、受検（出願）証明書交付願（別記様式17）を中学校長を経由して、さきに受検した高等学校長に提出すること（当初の入学者選抜において出願しなかった者を除く。）。

イ 受検（出願）証明書交付願の提出を受けた高等学校長は、受検（出願）証明書（別記様式18）を当該出願者に交付するとともに、速やかにその者の学力検査成績証明書（別記様式19）を出願先の高等学校長に送付

すること。

ウ 出願者は、入学願書（手書き用）（北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）第15条の規定による入学願書（同規則別記第3号様式））その他必要書類を受検（出願）証明書（当初の入学者選抜において出願しなかった場合を除く。）とともに、中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。

エ さきに受検した高等学校の他の課程又は学科に出願する出願者については、入学願書のみを中学校長を経由して、当該高等学校長に提出すること。

オ 上記ア、ウ及びエにおいて、成人の出願者が書類を提出する場合は、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長に提出すること。

カ 中学校長は、「6 出願の手続」の(2)のイに定める書類を、令和8年（2026年）3月25日（水）までに出願先の高等学校長に送付すること。

なお、当初の入学者選抜において出願しなかった者については、事情を説明した書類を添付すること。

キ 高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、出願者に受検票を交付する。

(7) 入学者の選抜

入学者の選抜については、「13 入学者の選抜」に定めるところによる。なお、学力検査成績証明書を欠く場合は、作文のほか必要により面接等を行い、その結果を選抜のための資料とする。

(8) 合格発表

高等学校長は、令和8年（2026年）3月27日（金）までに合格者に通知する。

17 道外からの出願者の手続

(1) 出願できる場合

ア 保護者の住所が道外に存する場合で、令和8年（2026年）4月7日（火）までに道内に住所を移転することが確実なとき。

イ 出願先の高等学校長が、特別の事情があると認めたとき。

(2) 出願の期日

出願の受付は、令和8年（2026年）2月27日（金）までとする。

(3) 出願の手続

出願の手続は、「6 出願の手続」の項目によるほか、出願事情説明書（別記様式20）を提出すること。
ただし、個人調査書については、当該都府県の定める様式による書類をもって代えることができる。

18 学力検査の得点の情報提供

高等学校長は、受検者の求めに応じて学力検査の合計得点及びその教科別得点を情報提供できる。

(1) 情報提供対象者

受検者本人又はその代理人（法定代理人又は任意代理人）（以下「受検者等」という。）とする。

(2) 情報提供場所

北海道福島商業高等学校

〒049-1331 北海道松前郡福島町字三岳 161 番地1 （電話）0139-47-2131

(3) 情報提供の方法

情報提供するために別に作成した成績一覧表において、他の受検者の結果が記録されている部分を紙等で覆うことにより又は出願者ごとに作成した成績単票により閲覧に供する。

(4) 情報提供の期間

令和8年（2026年）3月18日（水）から令和13年（2031年）3月31日（月）までとする。

(5) 情報提供の集中受付期間

(4) に定める期間のうち、次の期間を集中受付期間とし、受付窓口を設置して対応する。

集 中 受 付 期 間	受 付 時 間
令和8年（2026年）3月18日（水）～ 令和8年（2026年）3月26日（木） (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	9：00～15：00

※受検者等の確認方法

- 1 受検票、身分証明証等により、受検者本人であることを確認する。
- 2 本人の法定代理人又は任意代理人が情報提供を求める場合、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条第3項に掲げる書類（戸籍謄本、委任状その他の資格を証明する書類）により確認する。また、運転免許証等の本人確認書類により、代理人本人であることを確認すること。

※その他

受検者等が集中受付期間外に情報提供を求める場合は、事前に出願した高等学校に連絡すること。連絡を受けた高等学校長は、受検者等の希望を踏まえ、情報提供を行う日程等を決定する。

19 その他

不明な点は、在籍の中学校を経由し、本校に照会のこと。

20 連絡先等

北海道福島商業高等学校

〒049-1331 北海道松前郡福島町字三岳 161 番地 1 (電話) 0139-47-2131